

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20220304	菊川輸送センター有限公司(法人番号7080002014067) 代表者片川三枝子	静岡県島田市金谷東1-722-10	本社営業所	静岡県島田市金谷東1-722-10	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年10月28日、監査方針に基づき、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	8	8
2 20220304	和田運輸有限公司(法人番号7180002019881) 代表者加藤康記	愛知県名古屋市中川区玉船町2-1	本社営業所	愛知県名古屋市中川区玉船町2-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年10月7日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20220307	株式会社タツショウ（法人番号1180001134571）代表者宮本正敏	岐阜県羽島市福寿町間島4丁目11番地	本社営業所	岐阜県羽島市福寿町間島4丁目11番地	輸送施設の使用停止（120日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年5月12日及び令和3年6月4日、監査方針に基づき、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	12	12
4 20220307	エス・ワールド株式会社（法人番号8200001024482）代表者千藤茂	岐阜県中津川市茄子川1784番地の1	本社営業所	岐阜県中津川市茄子川1784番地の1	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和3年8月26日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20220308	島津急送株式会社（法人番号 8080101004389）代表者 中村誠	静岡県御殿場市竈字クノ木原517-83	本社営業所	静岡県御殿場市竈字クノ木原517-83	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年10月25日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
6	20220309	田地川運送株式会社（法人番号 3080401016345）代表者 西本鉄矢	静岡県磐田市海老島38	本社営業所	静岡県磐田市海老島38-3	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年11月8日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
7	20220309	株式会社ライス・ロード（法人番号 1190001001218）代表者 行方洋昭	三重県津市庄田町1957番地	津営業所	三重県津市庄田町1957	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年10月13日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
8	20220316	株式会社アルファライン（法人番号 2120901034231）代表者 小山宏尚	大阪府茨木市横江1丁目21番1号	名古屋営業所	愛知県小牧市大字西之島字粟戸2097番地1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和4年2月9日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9 20220316	パシフィックリレー株式会社(法人番号5180001097030) 代表者村山司行	愛知県弥富市操出三丁目21	本社営業所	愛知県弥富市操出三丁目21,22	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年1月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
10 20220318	有限会社大輪輸送(法人番号3180002033787) 代表者川口明広	愛知県名古屋市中川区春田四丁目123	名古屋共配センター	愛知県海部郡飛鳥村大宝四丁目68	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年7月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11 20220318	丸亀運輸株式会社(法人番号2190001010515) 代表者竹上郁子	三重県松阪市上川町字どんど2739-36	本社営業所	三重県松阪市上川町字どんど2739-36	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年7月20日及び令和3年7月26日、監査方針に基づき、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6
12 20220322	双葉興業株式会社(法人番号8180001052148) 代表者加藤光伸	愛知県北名古屋六ツ師山の神150番地の3	本社営業所	愛知県北名古屋六ツ師山の神150番地の3	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和3年11月2日及び令和3年11月18日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(4)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13	20220322	有限会社森商事(法人番号8200002018343) 代表者森謙次	岐阜県加茂郡坂祝町深萱字北大洞183番地1	本社営業所	岐阜県加茂郡坂祝町深萱字北大洞183-1-2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年10月27日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	3	3
14	20220323	株式会社大亞(法人番号8200001020093) 代表者岩本民紀恵	岐阜県関市肥田瀬2817-8	関営業所	岐阜県関市肥田瀬字向畑2601-2	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年11月2日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	3	3
15	20220325	広瀬運輸有限会社(法人番号8210002002981) 代表者広瀬雅人	福井県福井市月見4-1-21	本社営業所	福井県福井市月見4-117	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年10月12日及び令和3年10月18日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	4	4
16	20220325	株式会社原産業(法人番号5180001051788) 代表者原正	愛知県名古屋市長区鳴海町字杜若104-1	本社営業所	愛知県名古屋市長区鳴海町字杜若104-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和4年3月2日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
17 20220325	株式会社アイ・エス・ケイ(法人番号2190001013914) 代表者波多雅己	三重県桑名市大字小貝須字橋爪1176番地	本社営業所	三重県桑名市大字地蔵49-1番地	許可の取消し	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年8月5日及び令和3年10月27日、違反事項の改善が確認できないことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(11)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4)	91	27
18 20220329	株式会社川本ピアノサービス(法人番号1140001071892) 代表者川本正美	兵庫県西宮市西宮浜2丁目21番地2	名古屋支店	愛知県名古屋市港区高木町二丁目41番1、41番2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和4年2月24日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。